

# 日本の南極観測

## 環境保全隊員もいます、昭和基地

日本の南極観測は、第一次日本南極地域観測隊が、日本初の南極観測拠点である「昭和基地」を東オングル島に開設した1957年にスタートしました。以降、昭和基地をベースに、気象やオーロラの観測、氷床の掘削、地質や動植物の調査、隕石の採取など、幅広い観測活動が展開されています。

これまでも日本の観測隊は、継続的に蓄積したデータをもとに1982年に「オゾンホール」を発見するなど、地球環境の保護にも大きく貢献しています。また、汚水処理やゴミの分別・持ち帰りなどを専門的に行う「環境保全隊員」を配置し、昭和基地における環境保全にも努めています。

なお、観測隊員も、南極環境保護法に基づく手続きを行った上で、行為者証の交付を受けて、南極に派遣されています。



ペンギン調査



水質調査

## 南極へ行くためのルール

南極を訪れる方は  
出発前に  
「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく  
手続きを行う必要があります。

# 南極

日本の南極観測に関するお問い合わせは、  
国立極地研究所広報室まで。

TEL 042-512-0655  
E-mail [kofositu@nipr.ac.jp](mailto:kofositu@nipr.ac.jp)  
URL <http://www.nipr.ac.jp>



かけがえのない地球の財産・南極。  
その環境保護に日本も取り組んでいます。

### お問い合わせ先

#### 環境省地球環境局

〒100-8975  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
TEL.03-3581-3351(代)

環境省ホームページ  
<http://www.env.go.jp/earth/nankyoku/>

●平成21年3月発行  
●編集・発行／環境省地球環境局  
●協力・写真提供／財団法人日本極地研究振興会  
国立極地研究所  
国際南極旅行業協会  
(IAATO; International Association of Antarctica Tour Operators)

環境省 地球環境局

# 南極は人類共通の財産

かけがえのない環境を  
次の世代へ



# 南極の生き物たち

厳しい自然に順応した  
生命の営み



## 地球環境と南極

南極は地球の財産。その貴重な環境を守るために

南極は、人間のさまざまな活動が集中する北半球から遠く離れており、人間による環境汚染の影響がもっとも少ない場所であるといわれています。したがって、南極の環境汚染を調べることで、地球全体で進む環境汚染の度合いを推測することができるのです。

また南極は、地球が誕生してから現在までの情報を、その厚い氷の中に閉じて

め、地球上もっともクリーンな状態で保っている巨大なタイムカプセルでもあるのです。

このため南極では、日本をはじめ世界各国の科学者たちが、地球の過去と未来を知るための手がかりをつかみ、地球環境の保護に役立てようと、さまざまな調査・研究を行っています。



雪水調査

## 人類共通の課題

たくましく生きる人類の仲間たち。その輝く未来のために

南極では、極めて厳しい環境下で数多くの生き物が暮らしています。これら多くの多くは、南極の外からの影響にとっても弱

いといわれています。彼らが将来にわたって生きられる環境を守っていくことは、人類共通の課題なのです。



棚氷: 陸上から海に流れ出して浮いている極めて厚い氷



### ウエッデルアザラシ

体長3m、体重500kgにもなるアザラシで、氷の薄い部分に穴をあけて出入りします。



### ナンキョクオオトウゾクカモメ

ペンギンの集団繁殖地周辺で卵やヒナを捕食。他の海鳥が餌をとった直後に横取りすることもあります。



### アデリーペンギン

アデリーペンギンは南極大陸全域に生息、夏に岩場で繁殖します。主にオキアミなどを餌にしています。

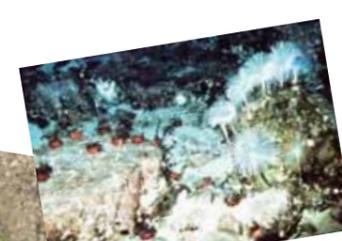
## その他、このような生き物がみられます。



オキアミ



コケの仲間



ウニの仲間

# 南極の現状

増加する観光客  
～ここ15年で  
およそ4倍に～



# 南極の環境保護

国内外での取り組み  
～二つの国際約束と  
日本の貢献～



## 懸念される環境への影響

一人ひとりが心掛けよう、南極の環境保護

近年、南極には、その素晴らしい風景や生き物を見ようと、世界各国から多くの観光客が訪れています。

年々その数は増え続けており、船や飛行機で南極への上陸を行っている観光客数は、年間約3万人にもなります。このため、貴重な環境に対する影響が懸念されています。



### 観光船による環境保護の取り組み



↑ 現地のクルーズ船なども、南極への上陸前に、観光客に対して環境保護に関するレクチャーを行うとともに、南極以外の細菌や植物のタネなどを持ち込まないよう靴底の洗浄を徹底するなど、貴重な環境を損なわないよう、できる限りの配慮をしています。

## 国際的な取り組み

南極の環境保護のため、各国が協力して取り組んでいます

国際的な南極の環境保護に向けた取り組みは、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として1961年に発効した「南極条約」に始まり

ました。

これに続き、南極の環境や生態系の保

護を目的とした「環境保護に関する南極条約議定書（南極条約議定書）」が1998

年に発効しました。

以降、これら二つの国際約束に基づき、南極の平和的利用や、南極における科学的調査及び環境の保護が推進されて

います。日本は、これらの国際約束の締約国であり、毎年開催される「南極条約協議国会議」において、世界各国の代表とともに、南極における環境保護のあり方などについて議論を行っています。

## 日本の取り組み

日本も南極の環境保護の一翼を担っています

南極条約議定書の締約国である日本は、同議定書に明記されているルールを国内でも守るため、1997年に「南極地域の環境の保護に関する法律（南極環境保護法）」を制定し、南極条約議定書が発効したのと同じ1998年1月14日から施行しています。

南極環境保護法は、日本国民である皆さまが南極で活動する際に必要なルールを定めており、これらのルールを守っていただくことによって、日本も南極の環境保護に貢献しています。（ルールの詳細については、次項をご参照ください）

### 南極用語解説

■南極条約 平成21年3月現在、締約国数は日本を含め47カ国です。南極条約に示されている主な事項は次のとおりです。

- 南極地域（南緯60度以南）における領土権主張の凍結
- 南極地域の平和的利用（軍事基地の設置や軍事演習の実施等の禁止）
- 科学的調査の自由と国際協力の推進

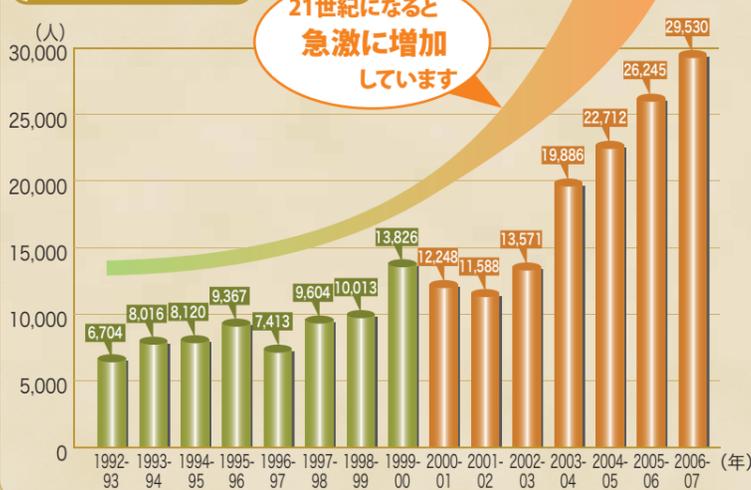
■南極条約議定書 平成21年3月現在、締約国数は日本を含め33カ国です。南極条約議定書に示されている主な事項は次のとおりです。

- 環境影響評価の実施
- 動植物相の保存
- 廃棄物の処分・管理
- 海洋汚染の防止
- 南極特別保護地区等の保護・管理



南極条約協議国会議の様子

### 観光客数の推移



国際南極旅行業協会ホームページから

# 南極へ

ご存知ですか？～南極地域の環境の保護に関する法律～

## 行くためのルール

### ルールを守って楽しい訪問を

南極の環境保護の取り組みにご協力をお願いします

日本国民の皆さまは、南極環境保護法に基づき、観光クルーズ船に乗る方や、ヨットなどで冒険旅行をする方なども、訪問前に手続きを済ませておく必要があります。

南極の貴重な環境を守るため、皆さまのご協力をよろしくお願いします。



### 大切な環境を守るのはあなたです 南極では、次の行為はやめましょう。

南極はいわば世界の自然公園。その環境を守るのは、この地を訪れるみなさんの責任でもあります。

<p><b>ペンギンをはじめとする鳥やアザラシを</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○捕まえる</li> <li>○群を乱す</li> <li>○餌を与える</li> <li>○触る</li> <li>○接近して驚かす</li> <li>○鳥の卵を持ちかえる</li> </ul> <p>観察や撮影の際には、ペンギンや鳥は5m、アザラシは15m程度の距離をとりましょう。</p>	<p><b>○ペットの持ち込み</b></p> <p>動物への病気感染を防ぐため、現在では犬ゾリ用の犬の持ち込みも禁止されています。</p>	<p><b>○植生の踏みつけ</b></p>
<p><b>○紙屑やゴミ、たばこの吸い殻、飲食物などを捨てる</b></p> <p>ゴミを屋外で焼却することも禁止です。用をたすときは船に戻ってください。また、ゴミは船にお持ち帰りください。</p>	<p><b>○南極特別保護地区※への立ち入り</b></p> <p>原則として、観光客の皆さまは、南極においても特に顕著な価値を有しているとして「南極特別保護地区」に指定されている地区に入ることはできません。科学調査のためであっても、動物の捕獲や南極特別保護地区への立ち入りには、特別の手続きが必要です。詳しくは環境省担当までお問い合わせください。</p>	
<p><b>○建物や記念碑などへの落書きやいたづら</b></p> <p>※南極の中でも特に顕著な価値を有するとして、南極条約議定書に基づき、南極全体で計70カ所が指定されています(平成21年3月現在)。</p>		

### 観光客の皆さまも法律に基づく手続きが必要です。

手続きには2種類あります。

南極を訪問する際の手続きには、南極地域活動計画の「確認申請」又は「届出」の2種類がありますので、必ず、いずれかの手続きを行ってください。

#### 南極地域活動計画の確認申請

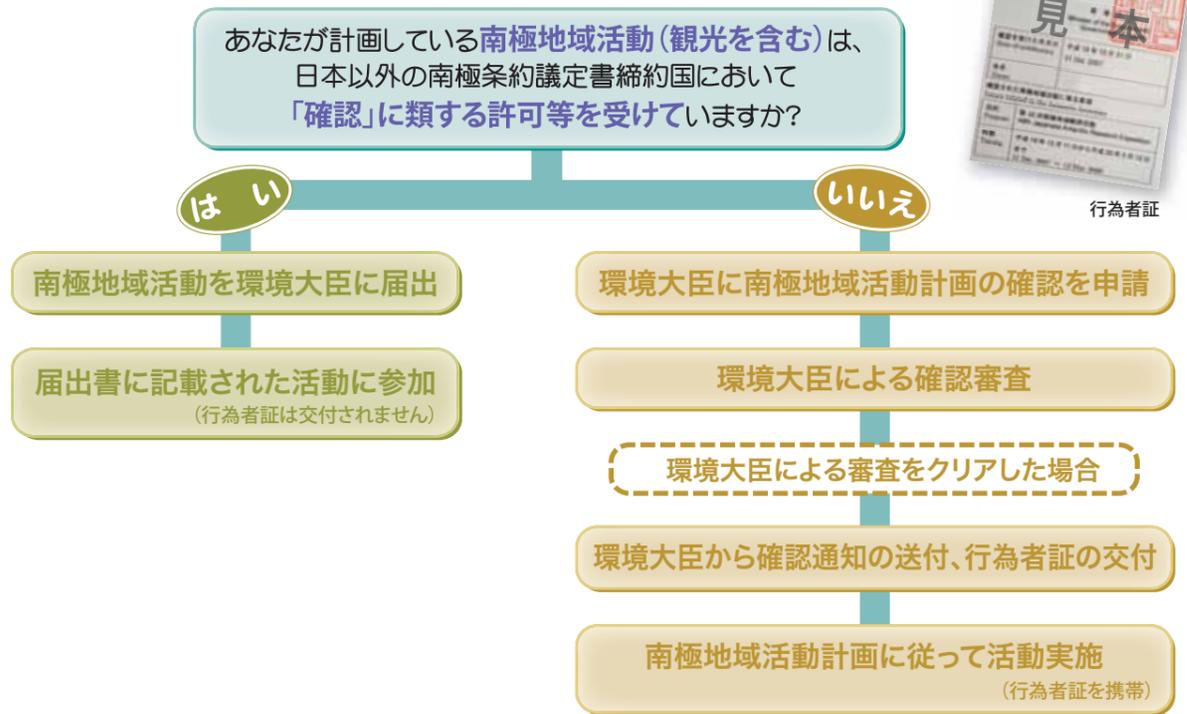
南極地域での活動を主宰する人が、南極地域活動計画の「確認」を環境大臣に申請するものです。外国のクルーズ船などに乗るのではなく、単独で冒険旅行を行う方などが該当します。「確認」を受けた活動を行う方全員に行為者証が交付され、南極での活動中の携帯が求められます。

#### 南極地域活動の届出

南極地域で活動する人が、日本以外の南極条約議定書締約国において「確認」に類する許可等を受けた南極地域活動に参加する場合、当該活動の内容について事前に環境大臣に届け出るものです。外国の旅行会社主催のクルーズ船に乗る方などが該当します。

### 「確認申請」それとも「届出」？ どちらの手続きを行ってください

「確認申請」と「届出」のいずれの手続きを行うかは、皆さまが南極で行う活動が、日本以外の南極条約議定書締約国において「確認」に類する許可等を受けているか否かによって決まります。



**Attention 注意**

南極に向けて出発する前に、皆さまの南極訪問に必要な手続きをご確認の上、手続きを済ませてください。ご自身の手続きについてご不明な場合は、下記環境省担当にお問い合わせください。

お問い合わせ先: 環境省地球環境局環境保全対策課南極保全係  
 電話: 03-5521-8245 FAX: 03-3581-3348  
 メール: antarctic@env.go.jp URL: <http://www.env.go.jp/earth/nankyoku/>